

防災動画「自主防災活動編」(約20分)



自主防災活動の重要性とその役割、地震発生後の自主防災の対応イメージ、災害に備えた平時の取組などを紹介します。

みんなの地域は みんなで守る

自主防災活動の手引

大規模な災害が発生すると、行政の救援活動能力(公助)の限界を超えた被害が発生します。こうした状況では、自分の命は自分で守ること(自助)が原則となりますが、地域の助け合い(共助)が更に重要です。

この手引は、災害時に共助の中心を担う、自主防災会の役員向けに、活動の参考となるよう作成しました。

1. 大規模災害発生時の自主防災活動.....	1
2. 大規模な地震災害発生時の富士市の被害.....	2
3. 大規模地震発生時の災害対応イメージ.....	3
4. 大雨発生時の災害対応イメージ.....	4
5. 避難行動要支援者の支援.....	5
6. 安否確認シートと活用の手順.....	6
7. 災害時の情報と物資の流れ.....	7
8. 自主防災会の組織.....	8
9. 各班の活動.....	10
10. 主な年間行事.....	17
11. 自主防災会の活動事例紹介.....	18
12. 富士市地域防災指導員.....	19
13. 防災人材を活用した活動.....	20
14. 自主防災会の防災啓発支援.....	21
15. 避難所運営.....	23
16. 防災資機材の整備.....	24
17. 参考資料.....	25
18. 情報収集の方法.....	26

1. 大規模災害発生時の自主防災活動

(1) 自主防災会とは

自主防災会は、地域の住民が自主的に地域の防災活動に当たるための組織で、富士市では、昭和 51 年の東海地震説の発表以来、結成が進んできました。その結成率はほぼ 100%であり、全国的に見ても高い水準にあります。自主防災会の活動は、災害情報の収集・伝達、救出救護などの災害発生時の対応はもちろん、平常時の防災知識の普及や啓発、防災訓練の実施、防災資機材の点検整備といった取組まで多岐に渡ります。

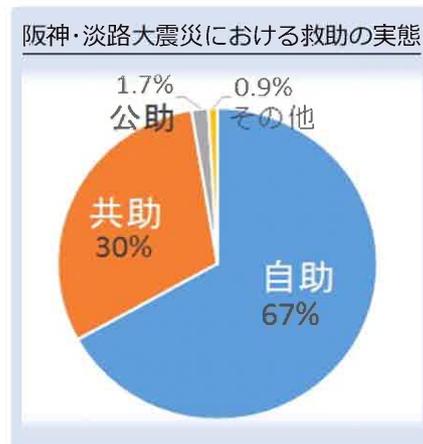
こうした防災活動に当たるためには、多くの人手が必要になります。そのため、役員だけでなく住民一人ひとりが自主防災会の一員であるという意識を持ってもらうことが大切です。

(2) 過去の災害に学ぶ自主防災活動の重要性

平成 7 (1995) 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、6 千人以上の尊い命が失われました。一方で、家屋倒壊などによる生き埋めの状態から助かった人も、16 万 4 千人います。そのうち「自助」(自力・家族など)により助けられた人の数は 10 万 9 千人(約 67%)、「共助」(友人・隣人・通行人など)により助けられた人の数が 5 万人(約 30%)に対し、「公助」(自衛隊・消防・警察などの公の機関)により助けられた人の数は 2,800 人(約 1.7%)でした。

もちろん、災害時こそ行政(公助)を頼りたいと言う気持ちも分かります。しかし、過去の大規模災害において、現実に頼りになったのは、近くにいる人(自助・共助)でした。

災害に強い地域づくりのためには、自主防災活動を通じて、地域防災を推進していくことはもちろん、各家庭の防災対策にも目を向けてもらい、対策の推進や啓発をすすめていくことが重要です。



(3) 自主防災活動を行う上でのポイント

大規模な災害は発生頻度が低いため、自らの経験に基づいた対策を取ることが困難です。そのため、他のまちづくり活動と比べて、活動内容を考えることに難しさがあります。しかし、それは逆に、それぞれの組織が地域の実情に応じた独自の活動ができるということでもあります。自主防災活動の効果を最大化するためには、幅広く住民を巻き込むことが重要ですので、次のポイントに留意して活動してください。

● 負担になり過ぎない活動

多くの住民が継続的に活動していくためには、みんなが気軽に参加できる必要があります。役員の負担を軽減するためにも、あらかじめ役割分担しておくことが重要になります。

● 活動目標が明確・適切

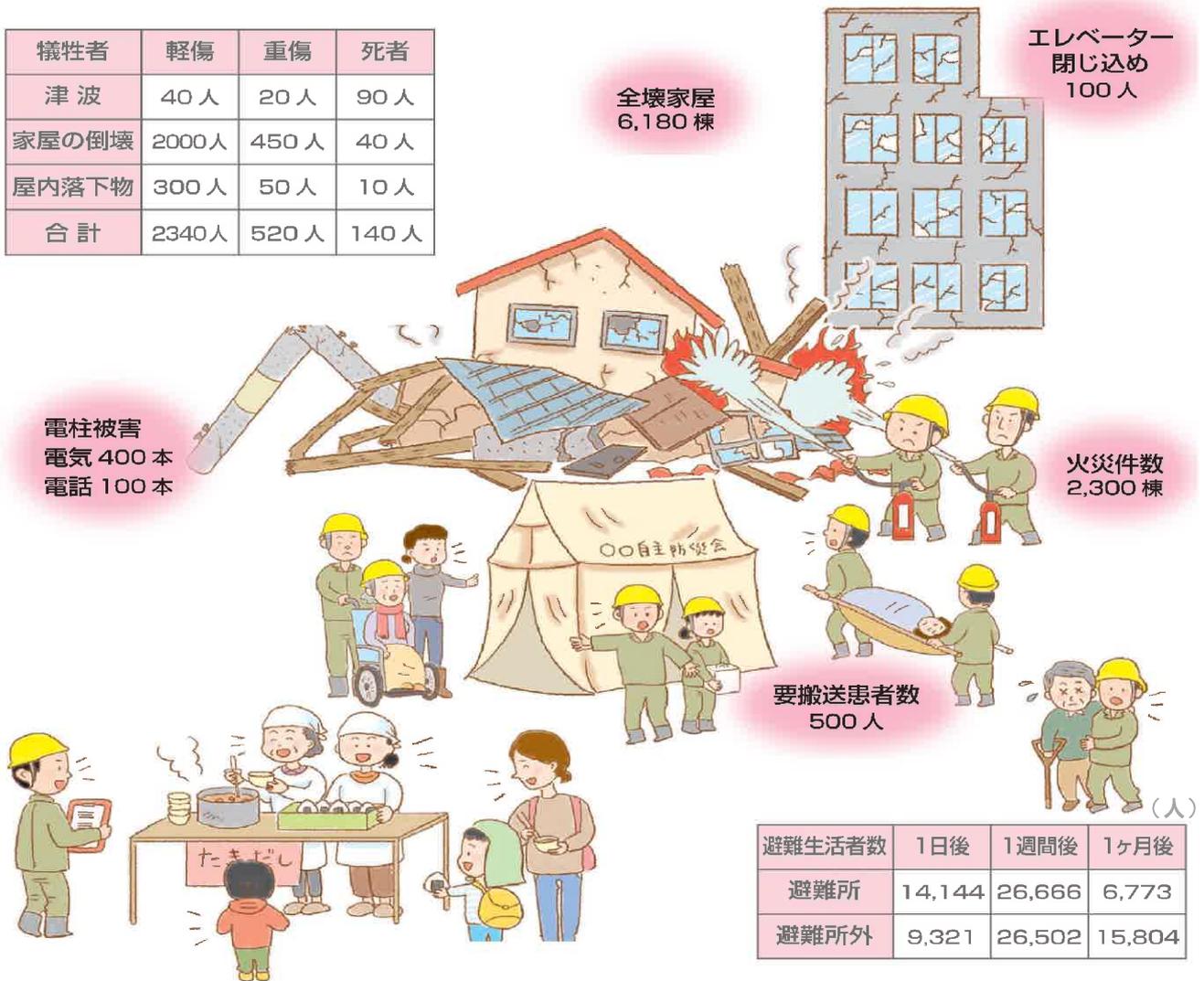
防災対策は、その成果を確認することが難しく、目的意識が失われがちです。

活動の目標を明確にして、役員はもちろん、住民全員が共有できるよう配慮します。

2. 大規模な地震災害発生時の富士市の被害

南海トラフ地震の発生により最大で次のような甚大な被害が想定されています。しかし、これも、何も防災対策を実施しなかった場合の最悪のケースを示すもので、事前の備えにより被害を軽減することもできます。

犠牲者	軽傷	重傷	死者
津波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合計	2340人	520人	140人



ライフライン機能支障率	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	100%	96%	59%	0%
下水道 (管路の状況が確認されるまで使えません)	6%	5%	3%	0%
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LPガス	21%	—	—	—
固定電話	89%	79%	4%	0%

ライフライン機能支障率	直後	1日後	4日後	7日後
電力	89%	78%	3%	2%



救急車 12 台
(市消防本部)



消防車 22 台
(市消防本部)



レスキュー隊 38 人
(市消防本部)



医師 (歯科医師含む) 520 人

3. 大規模地震発生時の災害対応イメージ

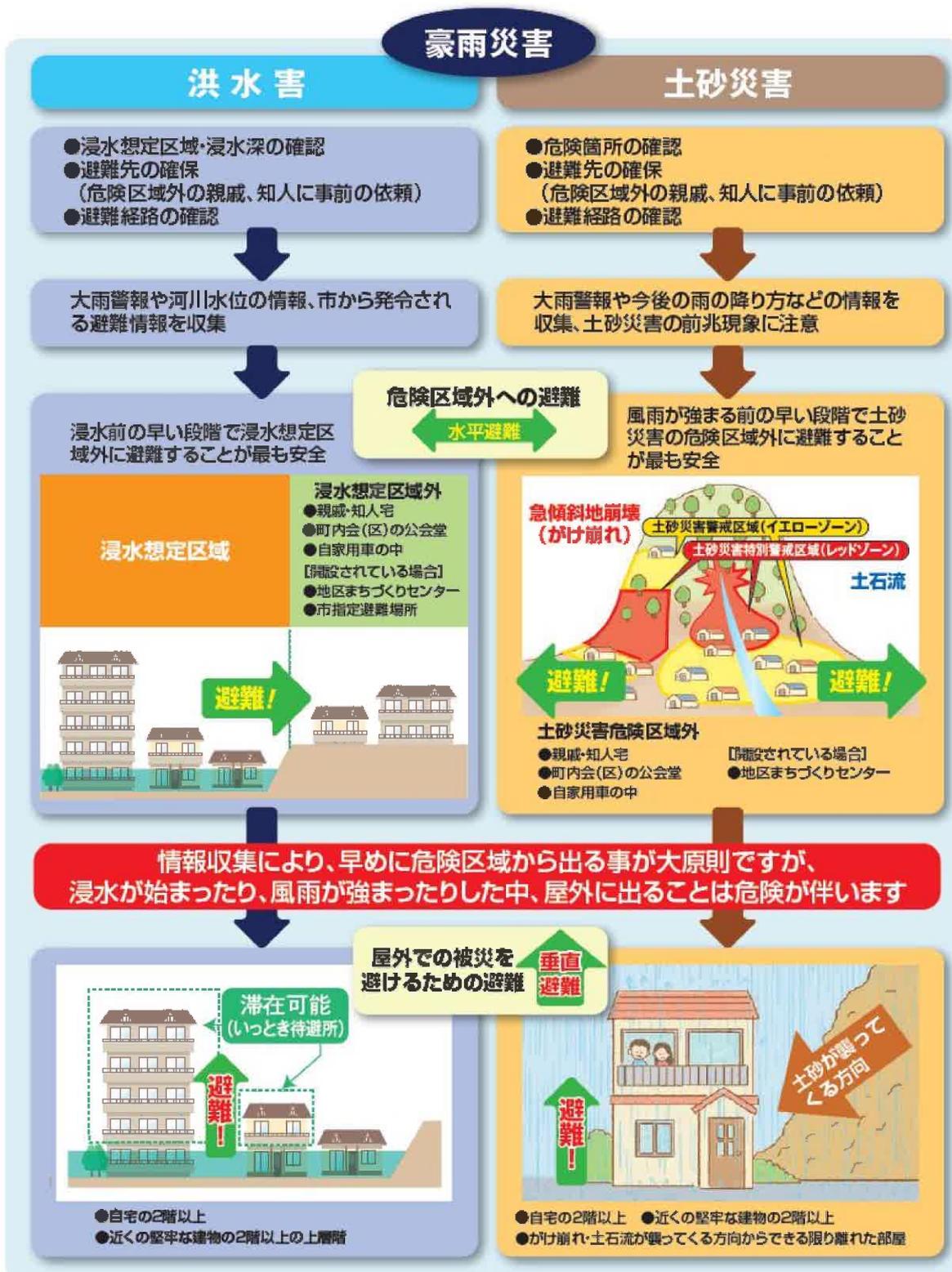
富士市では、市指定避難所として、51か所の学校等を町内会・区ごとに指定しています（富士市防災マップ P22 参照）。しかし、大規模な地震が発生したとき、全市民が市指定避難所に行くわけではありません。

- ① 地震発生後、まずは自分・家族の身を守る。
揺れが収まったら、危険区域内の人は区域外へ避難する。
- ② 町内会・区の集合場所で安否確認を行い、無事が確認できた人は、安全に留意し、安否不明者の確認、消火、救出、応急手当等の自主防災活動に当たる。
- ③ 自宅が無事な人は自宅で生活を送る。一方自宅を失った人、災害危険区域に住む人は避難所で生活を送る。



4. 大雨発生時の災害対応イメージ

大雨による災害に備えるために、富士市防災アプリ「防災ふじ」等を使って、洪水や土砂災害のリスクを確認しましょう。災害リスクのある場所に住む人は、避難開始のタイミングや避難場所を家族で共有し、早めの避難行動がとれるようにしておきましょう。



5. 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者とは

「避難行動要支援者」とは、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人など、特に配慮を要する者をいう。）のうち、災害が発生した時、自ら避難することが困難な者であって、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

(2) 同意者名簿の提供

市では、避難行動要支援者名簿を作成・管理（各地区まちづくりセンターに保管）し、災害発生時のみ、町内会等の避難支援等関係者に公開することを定め、名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行います。

同意者名簿は、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、日頃の見守り活動や防災活動等に活用することを目的に、個人情報地域へ提供することに同意した人をまとめた名簿であり、町内会長等へ提供していません。

(3) 個別避難計画とは

個別避難計画は、災害時に自ら避難することが難しい高齢者、要介護者、障がい者等を、「誰が支援するか」、「いつ避難行動を開始するのか」、「どこに避難するか」「避難するときどのような配慮が必要か」など、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ決めておくものです。

平時に本人の状況に合わせて必要な支援内容や避難経路、連絡方法などを整理し、災害時に確実に安全な場所へ避難できるよう計画を作成しておくことが重要です。

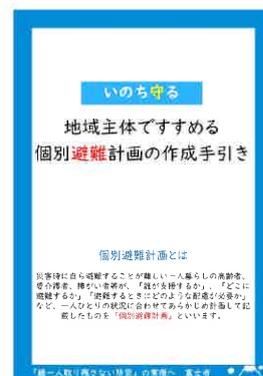
(4) 個別避難計画の作成

個別避難計画には、日頃から本人と継続的につながりのある福祉専門職が主導で作成する方法と地域が主導で作成する方法の2つのパターンがあります。

実効性のある計画を作成するには、市や地域の防災の担い手だけではなく、福祉専門職など様々な団体と連携して取り組むことが必要です。市では手引き（右図）を作成しておりますのでご活用ください。

個別避難計画は、日頃から顔の見える関係性の構築に繋がり、災害時等の安否確認にも役立ちます。

自主防災会の皆さまには、地域の実情に最も詳しい立場として、同意者名簿を活用し、計画の作成推進にご協力をお願いいたします。

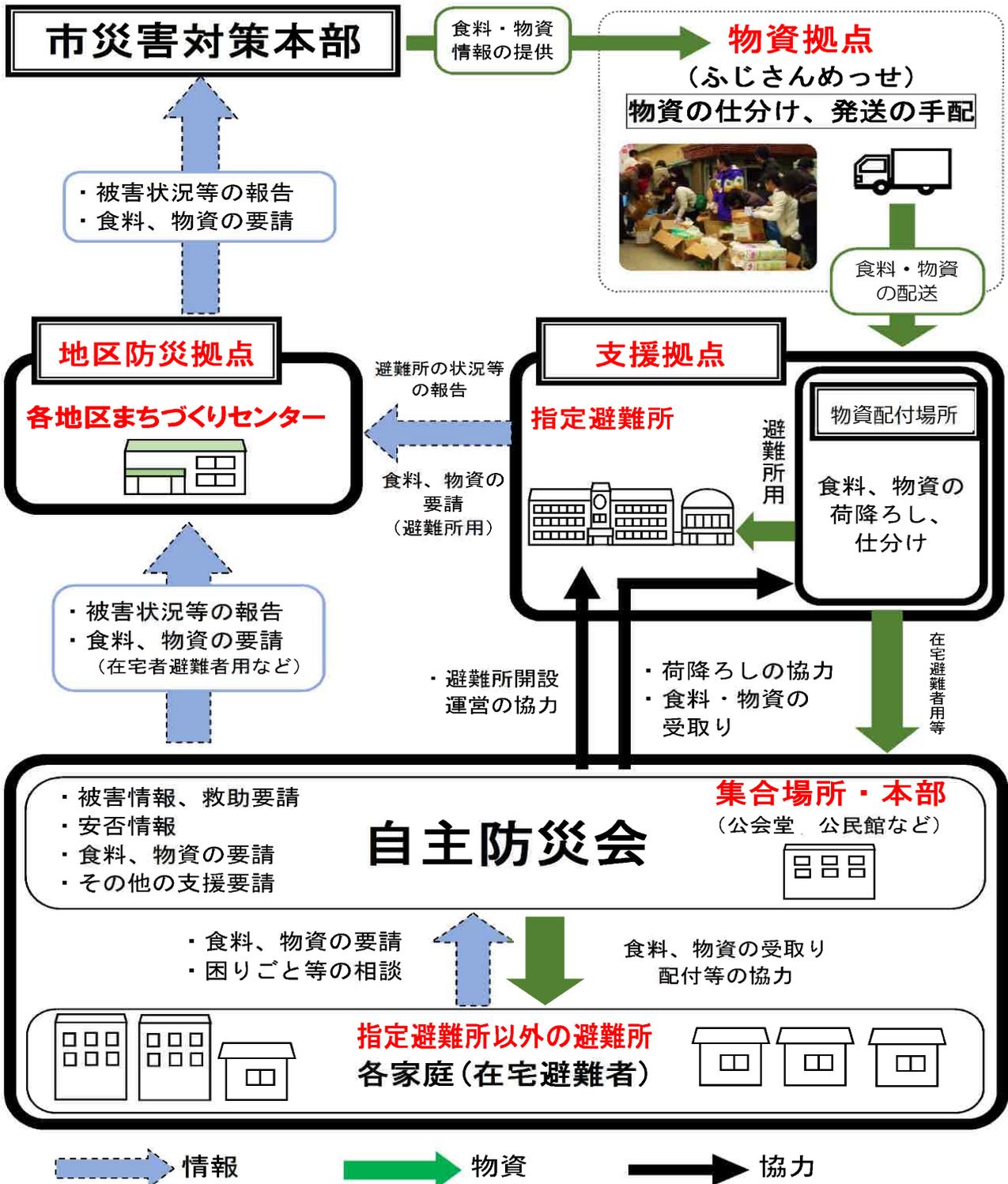


【個別避難計画・同意者名簿について問い合わせ：福祉総務課 55-2840】

7. 災害時の情報と物資の流れ

災害時の情報と物資のフロー図となります。在宅避難者の報告、食料・物資の要請は、自主防災会で取りまとめ、各地区まちづくりセンターへ要請します。支援物資は、要請や物流の状況等に応じて市指定避難所へ配送され、自主防災会ごとに配付されます。

災害発生時の情報・物資などの流れ



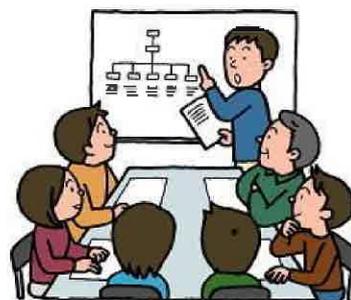
8. 自主防災会の組織

(1) 役員の配置

住民一人ひとりが自主防災会の一員です。そうした中で組織的に活動するためには、会長、副会長、各班長、会計、監査役からなる本部や、情報班、消火班、救出・救護班などの役割別の班員を配置することが有効です。慢性的な人材不足により、役員の輪番制を取らざるを得ない組織も多いのが実態ですが、組織のレベルの向上には、一定期間、腰を据えて役員を担ってくれる人材が必要であることも事実です。

こうした問題を軽減するため、輪番制の役員とは別に、任期のない（又は長期の）「防災委員」を置いて役員と協力しながら活動する人材を配置するのも一つの方法です。

●組織構成（例）



(2) 女性の視点

過去の大規模災害の教訓から、女性特有のニーズや影響へのきめ細かな配慮、多様な視点による防災対策を立てるためにも、**自主防災活動や避難所運営に「女性の視点」を取り入れることが重要**です。自主防災会の活動上、多様な意見を反映させるためにも、自主防災会組織の責任者や副責任者または、防災役員に3割以上女性を配置するなど、女性の参画を推進するよう努めてください。女性の自主防災会長が主体となり、災害に対する勉強会の開催や、訓練を行っている自主防災会もあります。今後、女性役員の登用をする自主防災会に対し、運営補助金の優遇制度を設けることを検討しております。



フェーズフリーをテーマにした災害食の実演（駿河台1）

(3) 各班の役割

自主防災活動は、災害情報の収集、倒壊家屋に閉じ込められた方の救出、負傷者の搬送など多岐にわたります。災害発生時に、こうした活動に迅速に対応するためには、あらかじめ役割ごとに班を編成しておくことが有効です。班の編成方法には決められた形がある訳ではありませんので、地域や組織の実情に応じて、適切な班分けを検討する必要があります。

なお、事前に班分けを行っておくことは、平常時にも目的意識を持って活動を行うことにつながりますが、災害対応時は、時間の経過によって、班ごとの業務量に相当の差が出ます。このことから、状況に応じて臨機応変に組織を変えられることを視野に入れた体制づくりも重要になります。

各班の「災害時」と「平常時」の活動分担の例は9ページのとおりです。

各班の「災害時」と「平常時」の活動分担例

役割	災害時	平常時
本部班	<input type="checkbox"/> 自主防災会災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 防災訓練の実施計画の作成（取りまとめ） <input type="checkbox"/> 役割分担の確認及び住民への周知 <input type="checkbox"/> 自主防災会災害対策本部設置場所の管理 <input type="checkbox"/> 災害発生時の役員集合基準の作成と確認 <input type="checkbox"/> 各班で必要とする防災資機材の整備
情報班	<input type="checkbox"/> 住民の安否情報、被害情報の把握 <input type="checkbox"/> 地区まちづくりセンター（地区防災拠点）への被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 同報無線（防災ラジオ）、ラジオエフを通じた情報収集活動、住民への伝達 <input type="checkbox"/> 地区まちづくりセンターへの災害情報収集要員の派遣	<input type="checkbox"/> 住民の安否、地域の被害情報の収集（方法、流れ）について検討 <input type="checkbox"/> 地区まちづくりセンター（地区防災拠点）への被害状況の報告訓練の実施 <input type="checkbox"/> 大雨（台風・豪雨）時の情報収集方法の検討 <input type="checkbox"/> 防災意識の普及、啓発
消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火活動 <input type="checkbox"/> 町内会・区の巡回警備（防犯対策）	<input type="checkbox"/> 消火資機材の整備・点検 <input type="checkbox"/> 消火資機材の使用訓練、使用方法の普及啓発 <input type="checkbox"/> 消防団との連携 <input type="checkbox"/> 通電火災の予防
救出救護班	<input type="checkbox"/> 救助・救出活動 <input type="checkbox"/> 応急手当の実施 <input type="checkbox"/> 医療救護所への負傷者搬送	<input type="checkbox"/> 救出に必要な資機材の整備・点検 <input type="checkbox"/> 応急医薬品の整備・点検 <input type="checkbox"/> 応急手当方法の習得 <input type="checkbox"/> 負傷者の搬送体制構築、搬送訓練の実施
避難誘導班	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の支援 <input type="checkbox"/> 町内会・区の避難状況の把握	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認 <input type="checkbox"/> 災害危険箇所（津波・土砂災害など）の周知 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の把握、支援体制の確立 <input type="checkbox"/> 避難生活の実態と分散避難の周知
食料物資班	<input type="checkbox"/> 食料・物資の必要数の把握 <input type="checkbox"/> 要求した食料・物資の受取り・運搬・分配 <input type="checkbox"/> 炊き出し	<input type="checkbox"/> 備蓄品及び非常持ち出し品の啓発 <input type="checkbox"/> トイレ対策の検討、備蓄の啓発

9. 各班の活動

(1) 本部班

災害時

● 自主防災会災害対策本部の設置（地震災害）

震度5弱以上の地震が発生した場合、次の点に注意し、あらかじめ定めた場所に自主防災会の災害対策本部を設置します。

- 公会堂などに本部を設置する場合、建物の安全性を確かめてから室内に入る。壁に亀裂が入ったり、瓦が崩れたりするなどの異常がある場合は、屋外にテントを設営して本部にする。
- 本部を設置する場所に、鳥居や石灯籠など危険な構造物などがある場合は立ち入り禁止にする。
- 夜間に本部を設置する場合に備えて、発電機や投光機などを準備する。
- 災害に関する情報を同報無線の戸別受信機や防災ラジオを用いて収集する。

● 自主防災会災害対策本部の設置（豪雨災害）

- 豪雨時の危険区域を避難誘導班と確認し、該当する世帯との情報収集・伝達手段を確認する。
- 自主防災会の本部設置基準を基に公会堂での住民の受け入れを行う。
- 高齢者等避難が発令された場合の避難行動要支援者（高齢者、障害者等）への避難等の支援を行う。

平常時

● 防災訓練の実施計画の作成（取りまとめ）

防災訓練を実施するため、本部をはじめ各班の訓練内容を取りまとめ、自主防災会としての訓練実施計画を作成します。

● 役割分担の確認及び住民への周知

自主防災会の役員以外の住民も、自分が自主防災会の一員であることや、活動の目的を理解し、災害時には自主防災活動に参加してもらえるよう体制を作ります。

● 自主防災会災害対策本部設置場所の管理

- 自主防災会対策本部となる施設の安全性（災害リスク、耐震性等）を日頃から確認する。
- 本部となる施設や防災倉庫の鍵は、会長が不在の場合に備え、複数人で所有する。

● 災害発生時の役員集合基準の作成と確認

大規模な地震災害や豪雨災害が発生した場合に備えて、役員集合基準を作成します。役員に周知することで、災害発生時に役員が自動的に集合することができ、役割についても知ることができます。

例) 地震災害の場合

富士市で震度5弱以上が観測された場合、自主防災会の役員は非常持ち出し品を持ち、公会堂に集合する。

例) 豪雨災害の場合

避難情報「高齢者等避難」が発令された場合、自主防災会の役員は非常持ち出し品を持ち、公会堂に集合する。

● 各班で必要とする防災資機材の整備

災害発生時、各班の業務にあたる際に必要な防災資機材を自主防災会で、事前に整備しておくことが必要となります。整備した資機材については、数量の確認や定期的な点検を行いましょう。

(2) 情報班

災害時

● 住民の安否情報、被害情報の把握及び地区まちづくりセンターへの被害状況の報告

住民の安否情報や町内会・区の家屋や道路などの被害状況、支援の要請などは、「災害応急対策実施状況通報書(2号様式)」や「緊急食料・物資要求伝票」にまとめ、地区の防災拠点である地区まちづくりセンター(市地区班)へ通報してください(別紙参照)。なお、被害がなかった場合も、「被害なし」という情報を発災後、3時間以内に通報してください。

● 情報収集

災害時には、正しい情報を収集する必要があります。また、複数の情報収集手段(P26 参照)を使って収集します。収集した情報については、住民に対して、正確に伝達をします。

- 緊急情報(避難に関する情報など)は、防災ラジオなどを使う。
- 被災生活に関する情報(ライフラインなど)は、ラジオエフ(FM84.4MHz)を使う。
- 防災アプリ「防災ふじ」や富士市公式LINE等のSNSを活用する。
- 町内会・区の被害情報や対応の経過などは、自主防災会本部でホワイトボードなどに記入して共有する。(町内会・区の地図も準備しておく、被害状況を視覚的に把握しやすい。)

☆ 災害時にはデマが飛び交うため上記の手段で正確な情報収集を行いましょう。

能登半島地震で流れたデマ(一例)

- ・「息子がタンスの下に挟まって動けません」
- ・「金沢市が用意した避難所に入るには罹災証明書が必要」
- ・「二次避難すると仮設住宅の抽選から漏れる」 など

● 地区まちづくりセンターへの災害情報収集要員の派遣

市は、市災害対策本部と地区まちづくりセンターの間を無線通信などで連携を取りながら災害対応に当たります。市と自主防災会の連携のため、災害発生後、必要に応じて地区まちづくりセンターに連絡要員を派遣し、情報収集をお願いします。

なお、災害の程度によっては、連絡要員に、各地区まちづくりセンターに備えられた「避難行動要支援者名簿」を公開することがあります。

- 自主防災会本部と地区まちづくりセンターへ派遣した災害情報収集要員との間で、無線通信ができる体制を取ると、スムーズに情報伝達を行うことができる。

※「避難行動要支援者名簿」とは、要支援者の安否確認や被災生活の支援のため、支援が必要な高齢者や要介護認定者、身体・知的・精神障害者などを記載した名簿です。当該名簿掲載者のうち、名簿開示に同意した方の名簿(同意者名簿)を町内会・区等へ提供しています。



平常時

● 住民の安否、地域の被害情報の収集（方法、流れ）について検討

災害時、迅速に自主防災活動を始めるには、まず、どのように住民の安否や地域の被害情報（被害がなかったことを含め）を収集するかが重要です。迅速に情報収集するためには、あらかじめ、住民側から本部（情報班）へ情報を報告してもらうための体制づくりをしておく必要があります。

- 電話やパソコンは使えない可能性が高いため、徒歩や無線機器などで情報をやり取りし、紙面で集計する方法を検討する。
- 「住民↑組↓班↑本部↓情報班↓」という情報伝達の流れ「体制」を作り「周知徹底を図る」。
- 2次災害を防ぐため、情報収集の際に危険区域（津波、土砂災害など）には絶対に立ち入らないよう周知徹底する。

● 地区まちづくりセンター（地区防災拠点）への被害状況の報告訓練の実施

9月1日の総合防災訓練と12月の第1日曜日の地域防災訓練では、地区まちづくりセンターで情報を受け付ける訓練を実施しますので、自主防災会ごとに町内会・区で発生する被害を想定し、徒歩や自転車で「災害応急対策実施状況通報書（2号様式）」を提出する訓練を取り入れてください。

- 通報事項：火災の発生状況、人的被害状況（けが人などの状況）、物的被害状況（倒壊家屋などの状況）、避難者状況、支援要請（人員（要請する内容・人数）、物資（品名・数量））など

● 大雨（台風・豪雨）時の情報収集方法の検討

大規模な地震に比べて発生頻度が高いことから、平常時から対策を考える必要があります。

- 同報無線を使った情報収集：大雨警報・土砂災害警戒情報などが発表された場合、全国瞬時警報システム（Jアラート）により瞬時に同報無線により放送される。ただし、豪雨時は同報無線の屋外スピーカーからの音は聞き取りにくいいため、防災ラジオを準備するか、あらかじめ富士市メールサービス・LINE（同報無線情報）・防災ふじ（富士市防災アプリ）の登録を行う（P26参照）。
- テレビを使った情報収集：テレビのリモコンの「dボタン」を押すとデータ放送が閲覧できる。市内の10分ごとの降水量や発表されている注意報・警報、避難場所の開設状況などが表示される。
- パソコンを使った情報収集：県や市ウェブサイトなどを利用すると、気象情報、雨量、6時間後までの雨雲の様子、河川の水位、観測地点のライブカメラなどの情報がリアルタイムで閲覧できる（防災マップP8参照）。これらのサイトに掲載されている情報は、市が避難情報などを発令する判断材料と同じであるため、各自が閲覧できる体制を取ることで、より早い避難判断に繋げることができる。

● 防災意識の普及・啓発

家族が勤務先や学校にいる時に大規模な地震が発生すると、安否を確認することが難しくなります。小中学生がいる家庭では引取りの方法、家族の集合場所、連絡方法などについて、あらかじめ家族で話し合っておくことが重要です。電話が使用できなくなった場合は、NTTの災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話各社の災害用伝言板を使って家族との連絡を取ります。また、市指定避難所には災害時特設電話が開設されます。

- 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板の使用訓練を実施する（防災マップ背表紙参照）。

(3) 消火班

災害時

● 初期消火活動

大規模な地震発生時には、複数の場所で火災が発生する恐れがあります。消火にあたる消防車には限りがあり、消火栓の使用不能などの状況も発生することから、消防機関の活動は、大幅に制限されます。したがって、地域内で出火した場合には、自主防災組織で初期消火にあたります。

● 町内会・区の巡回警備

過去の災害において、被害を受けた住宅での空き巣や避難所での置き引きなど、震災に便乗した犯罪が発生しています。町内会・区を巡回することで、火災の発生予防と併せて治安を維持することにも繋がります。

平常時

● 消火資機材の整備・点検

富士市の水道水を貯留する配水地の一部では、震度 5 弱程度の地震を感知すると、緊急遮断弁が作動して配水量を制限するため、消火栓は使えなくなります。地震時の火災には、消火器や防火水槽・プール・河川などを水利とした可搬式ポンプなどを使用して消火活動に当たります。いつでも使用できるよう適切な整備・点検が必要です。

● 消火資機材の使用訓練、使用方法の普及啓発

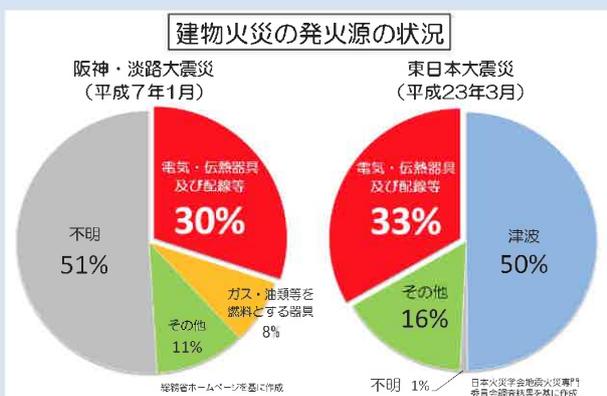
火災の拡大を防ぐためには、火が小さいうちに、近くにいる人が初期消火に当たることが最善の策です。そのためには、消火資機材を配備するだけでなく、なるべく多くの住民が資機材の使用方法を習得しておくことが重要です。ただし、身の危険を感じたら、無理せず避難することも併せて啓発します。

● 消防団との連携

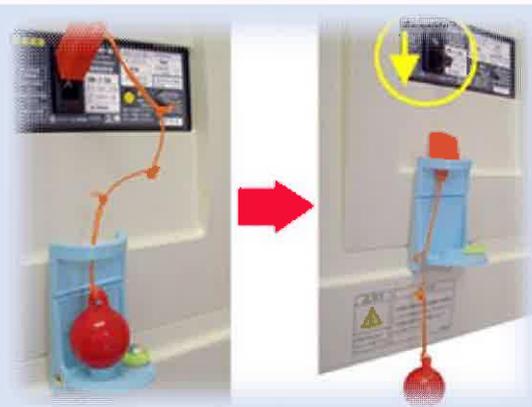
地域の消防活動の中核を担う消防団とは、日頃から防災訓練などで連携を図り、共通認識を持って災害時の消火活動にあたることが重要です。

● 通電火災の予防

過去の地震災害では、停電から復旧した際に“通電火災”が多発しました。通電火災を防ぐため、避難する際には電気のブレーカーを落とすことを周知します。



全体の3割以上が電気を原因とする出火！



地震ブレーカーの一例

地震ブレーカー設置費補助金制度があります。詳しくは消防本部予防課へ (55-2859)

(4) 救出救護班

災害時

● 救助・救出活動

大規模な地震発生時の救助活動は、自助、共助が主体です。また、倒壊家屋などにより閉じ込められた場合、72時間以内の救出が重要になります。早期に救出するためには、多くの人手が必要であり、自主防災会をはじめ住民で救助、救出活動にあたります。

● 応急手当の実施

近隣のクリニック（医院）では治療を受けられないことが考えられます。負傷者の応急手当は、自主防災会をはじめ住民で行います。

● 医療救護所への負傷者搬送

市は、大規模な地震発生時に医療救護所を開設し、特別な体制で災害医療に当たります（防災マップ P25 参照）。また、救急車は重傷者を医療救護所から救護病院へ搬送する役割を担うことから、出動できないことが想定されます。そのため、医療救護所への搬送は、自主防災会をはじめ住民で行います。

平常時

● 救出に必要な資機材の整備・点検

家屋の下敷きになった人を救出するための、資機材を常に使用できるよう整備・点検と共に実動訓練を行います。また、重機を所有している建設業者等と協定を結ぶなど、協力体制の構築が重要です。

● 応急医薬品の整備・点検

応急手当に必要な医薬品を整備し、定期的に使用期限の確認など点検を行います。

● 応急手当方法の習得

負傷者に有効的な手当を行うためには、平常時から応急手当の知識・技術を習得しておくことが重要です。また、地域の医療資源（元看護師など）を発掘しておくこと災害時の大きな力となります。

富士市消防本部では、応急救護や普通救命の講習を行っています。（P21 参照）

● 負傷者の搬送体制構築、搬送訓練の実施

近隣で開設される医療救護所へ搬送する際の役割、手段及び経路等の搬送体制を事前に構築し、訓練を通して検証する必要があります。



(5) 避難誘導班

災害時

● 避難行動要支援者の支援

町内会・区の避難行動要支援者に声掛けや避難の支援を行う。

● 町内会・区の避難状況の把握

地震発生時の「集合場所」は住民の安否確認や住民からの被害情報の収集の場として設定します。自宅を失った人や自宅が災害危険区域の中にある人のみ、集合場所から市指定避難所に向かいますが、自宅が無事であれば自宅で生活を送ります。市指定避難所での混乱を防ぐためには、町内会・区単位で行動します。

- 安否報告のない世帯は、直接その世帯に赴くなど、手分けして安否確認を行う。
- 集合場所では、安否確認を済ませ、「自主防災活動に当たる人」「市指定避難所に向かう人」「自宅に戻る人」に振り分けて移動させる。
- 在宅避難者を把握する。

平常時

● 避難経路の確認

集合場所から市指定避難所までの経路は、倒壊の危険性のあるブロック塀や狭あい道路を避けたルートを決めてください。なお、避難経路の確認は、災害時に必ずそこを通るために設定するものではなく、住民に災害時の危険箇所を認識してもらうことを目的にします。また、避難経路の検証には、防災訓練に“防災まち歩き”や“災害図上訓練^{ダイグ}DIG”（P23、防災マップ P27～28 参照）を取り入れることが有効です。

● 災害危険箇所（津波・土砂災害など）の周知

市内には、大規模地震が発生した場合に危険が想定される区域として、津波避難対象区域や土砂災害特別警戒区域などがあります。平常時から町内会・区の危険区域を住民に周知し、災害発生時には、危険区域内に留まらず、まずは率先避難者として危険区域の外側へ避難する必要があります。（防災マップ P30～参照）

● 避難行動要支援者の把握、支援体制の確立

市では、「避難行動要支援者名簿」掲載者のうち、個人情報の開示に同意した方の名簿（同意者名簿）を町内会・区等に提供しています。災害時に円滑な支援を行うためには、平常時から顔の見える関係づくりが重要となります。名簿を活用し、見守りや声かけなど、平常時からの取組推進をお願いします。

- 自主防災会を中心に、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどと連携し、個別避難計画の作成推進を図る（P5 参照）。

● 避難生活の実態と分散避難の周知

避難所での生活は、主に小中学校等の体育館で集団生活をするることにより、環境面・衛生面・精神面で過酷な生活を強いられ、持病や体調の悪化が生じます。過酷な生活について周知するとともに、避難先は小中学校等の公共施設にこだわらず、安全な親戚・知人宅等を選択し、避難すること（分散避難）をあわせて周知することが大切です。

(6) 食料物資班

災害時

● 食料・物資の必要数の把握

市指定避難所以外で生活を送る住民（在宅避難者）が必要とする食料・物資を把握し、「緊急食料・物資要求伝票」で要求します。（別紙参照）

● 要求した食料・物資の受け取り・運搬・分配

要求した食料・物資は、市指定避難所へ配送されます（必ずしも要求どおりの数が配送されるわけではありません）。各自主防災会は、要求した食料・物資を市指定避難所で受け取り、在宅避難者へ分配します。

● 炊き出し

持ち寄った食材や調味料を、自主防災会のかまどや大鍋を使用して炊き出しを行います。

平常時

● 備蓄品及び非常持ち出し品の啓発

大規模地震が発生した場合、公共機関は人命の救出・救助を最優先に活動します。さらに、災害が広域になるほど、被災地外からの支援物資は遅れることが想定されます。地震発生後も自宅で生活を送るためには、各家庭での食料・水・トイレなどの備蓄は欠かすことができません。

- インスタント食品等の回転備蓄（ローリングストック法）（防災マップ P29 参照）の普及
- 家族7日分の食料や水、トイレの備蓄の啓発
- 防災訓練で非常持ち出し品を持ち寄り確認する訓練の実施
- 自主防災会を対象とした補助金を活用した備蓄食料や飲料水、災害用トイレの購入の検討

● トイレ対策の検討、備蓄の啓発

大規模な地震が発生すると、建物への被害はなくても、下水道は、管路の状況が確認できるまで、破損の有無に関らず使用できません。無理に流すと、破損箇所から汚物が流出し感染症の原因にもなりますので、市販の携帯トイレや簡易トイレの備蓄を啓発します。また、市では、自主防災会本部などで使用する災害用トイレについて、購入費の一部を補助する制度を用意しております（P24 参照）。



10. 主な年間行事

● 土砂災害防止月間（6月）

6月は、梅雨の時期で降水量が多く、急傾斜地の崩壊や、山間地の溪流に土石流が発生しやすく、これまでも多くの方が犠牲になっています。土砂災害は早期避難が重要であるため、6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害からの避難に関する啓発活動を行うとともに、6月第1日曜日には土砂災害警戒区域内の住民を対象とした防災訓練を実施します。

★ 防災の日「総合防災訓練」／防災週間（9月1日／8月30日～9月5日）

大正12（1923）年9月1日の「関東大震災」では、14万人余りの死者・行方不明者が出ました。この災害を教訓に、9月1日を「防災の日」、前後の8月30日から9月5日までを「防災週間」と定め、総合防災訓練を実施しています。

● 地震防災強化月間（11月）

毎年11月は、静岡県が定めた「地震防災強化月間」です。この期間には、地震対策に関する講演会や研修会、ミニ防災展などが県内各地で開催されます。本市では、防災啓発イベント「ふじ Bousai」をふじさんめっせで開催します。（本年は、令和8年11月21日（土））

★ 地域防災の日「地域防災訓練」（12月第1日曜日）

戦時中の昭和19（1944）年12月7日に発生し、静岡県西部から愛知・三重県に大きな被害をもたらした「東南海地震」を教訓に、静岡県では12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、昭和58年から毎年、自主防災会が主体となり訓練を実施しています。

● 防災とボランティアの日／防災とボランティア週間（1月17日／1月15～21日）

平成7（1995）年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、被災地での様々な活動に多くのボランティアが参加し、活躍しました。災害時におけるボランティア活動と自主的な防災活動の認識を深めるために、平成8年から毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、前後の15日～21日を「防災とボランティア週間」と定めています。富士市災害ボランティア連絡会では、富士市社会福祉協議会と協働し、大規模災害発生時に富士市フィランセに災害ボランティアセンターを開設し、住民や地域の要望とボランティアの橋渡しをする活動を行います。

● 津波対策推進旬間（3月11日を含む10日間）

平成23（2011）年3月11日に「東日本大震災」が発生し、太平洋側沿岸の東北地方を中心に日本各地に津波被害をもたらしました。この災害を教訓に、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波対策訓練や津波に関する啓発活動を行います。

○ 学校防災教育連絡会議（随時）

平成13年度から、市指定避難所となる学校などの主催で年1回程度行われています。避難所施設関係者、自主防災会長、地域防災指導員、市防災地区班職員などが、災害時における学校の対応や、施設が避難所となった場合の運営方法などについて話し合いを行います。

○ 地区防災会議（随時）

平成24年度から、各地区の主催で年1回程度開催されています。自主防災会長、地域防災指導員、福祉関係者、市関係職員などが集まって、他の自主防災会や地区団体との情報共有、地区の地域性を考慮した防災対策の検討を行っています。

★9月1日の総合防災訓練と12月の第1日曜日の地域防災訓練の年2回、市全体で大規模な訓練を実施します。この訓練にあわせて、自主防災会でも年間最低2回の訓練実施をお願いします。

11. 自主防災会の活動事例紹介

● 避難所運営マニュアルの整備・訓練

避難所運営訓練等による検証実施避難所：39/50 避難所

※市ウェブサイトには避難所ごとのマニュアルが掲載されています。



● 町内会・区の自主防災活動と避難所対応の役割分担の明確化

災害時には、自主防災会長が災害対策本部長となるため、副自主防災会長が避難所担当になるなど、役割分担を明確にしています。

● 町内会独自のハザードマップを作成（高島町）

高島町は潤井川に隣接する地区であるが、令和5年8月の潤井川水位上昇を受け、市が発行する逃げどきマップの周知ができていないことと、町内会としての対応に危機感を覚えたことから、町内会独自のハザードマップを作成。継続的に住民へ周知を行っています。



● 全世帯を対象とした防災アンケートの実施による防災啓発、対策の推進

防災アンケートの実施により、町内会・区の各世帯の対策実施状況を把握するだけでなく、回答者への防災啓発にもつなげています。

【主なアンケート項目】住宅の建築年・耐震補強工事の実施有無・被災後、自宅が住める状態であっても、住環境の良くない避難所に行くか・家族に要配慮者がいるか・何日分の備蓄食料があるか・家具家電の固定対策実施状況・ペットの災害対策状況 など

● 地元企業との災害時支援協定締結（富士駅南地区、青葉台地区）

井戸水の提供を受けるため、供給を受ける場所などの手順や費用の負担（無償）について明記した災害協定を締結（富士駅南地区）。コインランドリー設置事業者とのLPガスの供給及びガス用機材の借用に関する覚書の締結（青葉台地区）

● 避難行動要支援者支援体制の構築「個別避難計画作成」の取組（富士北地区）

誰もが安心して暮らせる地域をつくるため、避難行動要支援者支援体制の構築として、同意者名簿を活用した「個別避難計画作成委員会」が始まっています。富士北地区では特に風水害のリスクに着目し、ハザードの確認や避難開始のタイミングの検討、対象者への訪問を行いながら、個別避難計画の作成と顔の見える関係づくりを進めています。



● 「個別避難計画」を検証する避難訓練の実施（富士南地区）

作成した「個別避難計画」に記載された事項（支援者、支援のタイミング、支援方法、避難場所、避難経路、移動手段等）を確認し、避難訓練の実施を通して計画の実効性を検証しています。



個別避難計画動画
（富士南地区）

12. 富士市地域防災指導員

市では、自主防災会に対するきめ細やかな指導を行なう人材を養成し、地域防災力の向上につなげるため、各地区から推薦された地域防災活動に対する熱意や知識をお持ちの方を「**富士市地域防災指導員**」として委嘱しています。地域の防災訓練や学校での防災教育における指導者として、地域の実情に合わせた活動をしていただいておりますので、自主防災会や地域団体、学生などを対象とした防災教育の要望や、自主防災会の防災体制・防災訓練の計画などについてご相談がありましたら、お気軽にお声かけください。地区まちづくりセンター又は防災危機管理課にご連絡いただければ、地区の指導員を紹介いたします。

なお、富士市地域防災指導員として推薦したい方がいる場合は、地区連合町内会・区長、まちづくり協議会長と相談のうえ、防災危機管理課にご連絡ください。

(1) 活動内容

- 自主防災会の防災体制の整備や防災訓練の計画についての相談窓口
- 地区防災会議・学校防災教育連絡会議での助言
- 防災啓発活動：家庭の防災対策に係る講話や助言、災害図上訓練 DIG、防災まち歩き、家庭内 DIG、避難所運営ゲーム（HUG）、イメージ TEN、防災ゲーム（なまずの学校、クロスロード、防災カルタなど）など

(2) 主な活動実績

- 学校防災教育連絡会議・地区防災会議（P17 参照）
⇒ 会議において、地区の防災体制や避難所運営について助言を行った。避難所運営マニュアルの作成に当たっては、作成委員会や検討委員会の運営を行った。
- 防災啓発イベント「ふじ Bousai」
⇒ 「フェーズフリー防災×わなげクイズ」を出店し、日常で使っているものが、災害時にも役立つことを楽しく学びながら解説しました。
- サテライト地震防災センター（12月開催）
⇒ 防災危機管理課が開催したサテライト地震防災センターに参加し、市内の被害想定や災害に備えて各家庭や地域で行うべき対策についての指導を行った。
- 小中学校での防災教育
⇒ 市内小中学校からの防災教育の依頼を受け、災害図上訓練 DIG や避難所運営ゲーム HUG、防災ゲーム（なまずの学校、防災カルタなど）の指導を行った。



13. 防災人材を活用した活動

市内には、防災に関する専門知識や実践的な知識を有し、災害時に様々な現場で活躍できる人材がいます。災害時はもちろんのこと、平常時の防災活動においても有効に活用し、地域防災力の向上に取り組んでください。

静岡県知事が認証する防災に関する「資格」

ふじのくに防災マイスター、静岡県ジュニア防災士、ふじのくに地域防災指導員、ふじのくに災害ボランティアコーディネーター、静岡県ふじのくに防災士、静岡県ふじのくに防災フェロー

地域防災人材バンク名簿について

静岡県ホームページ

静岡県では地域防災力を強化するため、自助、共助、公助を担う防災人材を育成しており、地域防災指導員や防災士、防災マイスターなど、防災に関する知識や技能を有する人材がいます。また、静岡県では「ふじのくに防災士（静岡県防災士）」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の方で、地域や職域での防災活動に、指導者や講師、アドバイザーなどとして協力・貢献できる方の氏名や専門分野等を記載した名簿（地域防災人材バンク名簿）を県ホームページで公開しています。講師などの依頼を希望される方は、直接、登録者へ連絡するか、県又は防災危機管理課窓口にご相談ください。



女性の防災講座 あざれあ防災講師派遣（市民活動団体が行う防災講座）

あざれあ防災講師（ふじのくに防災士等取得者）が、静岡県内各地に出向き講座を開催しています。

【講座内容】

- 女性の視点を取り入れた HUG（避難所運営ゲーム）
 - 「あざれあ防災カードゲーム」 ～避難所では女性にこんなことが・・・～
 - 災害時におけるジェンダー ～男女共同参画の視点から考える避難所運営～
- その他のテーマなどもご相談に応じて、対応可能です。

【問合せ先】 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 TEL054-250-8147

14. 自主防災会の防災啓発支援

市では、自主防災会（地区単位などでの合同開催も可）が企画・実施する防災啓発事業の支援を行っています。

（1）防災講座への講師派遣（市政いきいき講座）

市の職員が防災に関する出前講座を行います。開催希望日の1か月前までに『市政いきいき講座』の申請書でお申し込みください。

※防災週間や地域防災の日の前後は、市の内部でも訓練を実施するため講師を派遣できません。

この期間は、各自主防災会の訓練を実施した上で、別途、日程を設けてください。

講座名	内容	対象	担当課	連絡先
防災講座	地震津波対策、風水害、富士山噴火について、地域や家庭の対策などを考える講座やワークショップ	小学生以上	防災危機管理課	消防防災庁舎3階 (Tel55-2715)
とうかい 「TOUKAI-0」 (木造住宅の耐震化)	木造住宅の耐震診断から補強工事までの流れと補助制度について説明	一般	建築土地対策課	市役所7階北側 (Tel55-2791)
普通救命講習	心肺蘇生法、(AEDを含む)等を中心とした応急手当の知識と技術の習得(180分)	中学生以上	警防課	消防防災庁舎2階 救急管理室 (Tel55-2856)
応急手当普及員養成講習	応急手当を広く普及するため、地域、企業等で普通救命講習を開催するための知識と技術を持った応急手当普及員を養成	一般	警防課	消防防災庁舎2階 救急管理室 (Tel55-2856)
応急手当講習及び救命入門コース	応急手当の基礎知識と胸骨圧迫及びAEDの取扱い、止血法、三角巾法等の指導(救命入門コースは90分)	小学校 高学年以上	中央消防署 西消防署	中央消防署 (Tel55-2961) 西消防署 (Tel63-7000)
消火訓練及び避難訓練	消火器の取扱い、避難のための基礎知識についての指導(ポンプ及び消火栓などの基本的な取り扱いについて)	小学生以上	中央消防署 西消防署	中央消防署 (Tel55-2961) 西消防署 (Tel63-7000)



(2) 防災啓発DVDの貸出し・動画配信

防災危機管理課に貸し出し用防災DVDを用意してあります。数に限りがありますので、防災危機管理課の窓口で、予約台帳をご確認の上、ご予約ください。

また、市では各種災害の防災動画を作成し、配信を行っています。

【問合せ先】 防災危機管理課 Tel.55-2715

(3) 煙体験ハウスの貸出し

煙体験ハウスは、人体に無害な煙を発生させ、テント内に煙を充満させることによって、火災時における煙の怖さと避難方法などを体験することができます。自主防災会、事業所などの訓練で煙体験を希望される場合は、資機材の貸出しを行なっていますので、下記にお問合せください。



【問合せ先】 消防本部警防課 Tel.55-2910

(4) 訓練用水消火器の貸出し

消火器体験用の訓練用消火器（水消火器）の貸出しを行っています。9月の総合防災訓練や12月の地域防災訓練の際は、大変混み合います。貸出しを希望する場合は、過去の実施状況などを考慮し、調整しますので、お早めにご相談ください。

【問合せ先】 消防本部予防課 Tel.55-2859
中央消防署 Tel.55-2961
西消防署 Tel.63-7000

(5) 初期消火訓練や救出救助訓練の相談受け

初期消火や救出救助に係る訓練内容にお悩みの場合は、地元消防団又は消防署にご相談ください。

【問合せ先】 消防本部予防課 Tel.55-2859
中央消防署 Tel.55-2961
西消防署 Tel.63-7000

15. 避難所運営

避難所は、避難者が主体的に運営するため、町内会・区や自主防災会の役員、避難者の代表者、市の派遣職員、施設管理者などで構成される避難所運営組織を設置します。避難所の迅速な開設及び主体的な運営のためには、指定避難所ごとに策定された避難所運営マニュアルに基づく運営支援者を事前に決めておくことが必要です。選出にあたっては、多様な立場の意見を反映させるため、年齢層や性別が偏らないよう人選することが重要です。また町内会・区にお住いの技能や資格、多様な経験をもった人材（財）に依頼することも有効な手段です。

(1) 避難所運営マニュアルとは

熊本地震を教訓に統一的な避難所運営マニュアルのひな形を作成しました。それを基に各避難所でマニュアルが作られることになり、当時の地区の役員の方々で協力して作成していただき、対象となる避難所全てで策定済みとなっております。



避難所運営マニュアルは3部で1セットとなっている。



訓練の様子

(2) 避難所運営訓練とは

避難所運営マニュアルは、作成して終わりではなく、勉強会や避難所開設訓練を行いながら、避難所を運営することとなる地域の方々が、マニュアルの内容を理解すること、それと同時に必要に応じて見直しを行っていくことが重要となってきます。

例えば、避難所を運営する自主防災会で、避難者の受付や、トイレの設置、体育館で避難者の区割りなど、避難所開設に向けた訓練の実施等が挙げられます。訓練は各避難所運営マニュアルで決まっている本部長が旗振り役となり、平常時は訓練、災害時は避難所運営の総括を行います。

かしよ



16. 防災資機材の整備

(1) 自主防災会でそろえたい防災資機材

災害に対応するためにはたくさんの資機材が必要になります。自主防災会でそろえておくの良い資機材は次のとおりです。

情報伝達用	初期消火用	救出救助用	被災生活・その他	風水害用
無線機器	可搬式動力ポンプ	リヤカー	防災倉庫	土のう袋・水のう袋
電池式拡声器	消防用ホース	一輪車	発動発電機	ブルーシート
	地下式消火栓等蓋 開閉工具	台車	非常用蓄電池	ロープ
	消火器	チェーンソー	強カライト・投光器	
	訓練用水消火器	担架	避難生活用テント (四方幕付きのもの)	
		ジャッキ	簡易トイレ・携帯 トイレ	
		車いす	毛布	
		※バール	炊き出し用かま ど・釜	
		※つるはし	非常用食糧・非常 用飲料(賞味期限3 年以上)	
		※大ハンマー	※感染症予防用品	
		救急用品		

「※」印は、器材購入費補助金の対象外

(2) 補助金制度等

対象となる防災器材の購入費の一部を補助する「富士市自主防災組織防災器材購入費補助金(器材購入費補助金)」があります。

一方、対象とならない器材を購入する場合には、世帯数に応じた補助金である「富士市自主防災組織運営補助金(運営補助金)」をご活用いただけます。(「補助金制度の手続きガイド」参照)。

また、資機材の整備に当たっては、購入以外にも、地元の事業者と災害時に資機材の提供や使用について協定を結んでおくという方法もあります。



17. 参考資料



こちらからダウンロード
できます

市発行の資料

表紙	表題	特徴
	富士市地域防災計画 ・本編 ・資料編	富士市の防災対策の根幹をとなる計画です。本編（赤い冊子）と資料編（黄色い冊子）があり、富士市防災会議で随時修正が加えられています。
	富士市防災マップ	ハザードマップだけではなく、市内で想定される災害とその対策について掲載しています。家庭での防災対策や防災訓練実施時に持ち寄るなど地域の防災対策にご活用ください。
	富士市津波避難マップ ・田子浦地区版 ・元吉原地区版 ・田子の浦港周辺地区版	津波の浸水エリアにおける避難行動を考えるためのツールです。 富士市の津波の特徴や、浸水エリア、浸水時間、避難の方法について、このマップを活用ください。
	逃げどきマップ （洪水ハザードマップ） ・富士川 ・潤井川 ・沼川・小潤井川	大雨により、河川が氾濫した場合の浸水想定区域と浸水深を確認し、いつ、どこに、どうやって避難するか、このマップで整理することができます その他河川の浸水想定区域は静岡県ウェブサイトまたは、防災アプリ「防災ふじ」をご覧ください。 問合せ先：河川課Tel.55-2833
	富士市富士山火山防災マップ	富士山が噴火した場合に想定される影響範囲と、避難すべき段階等を確認することができます。 噴火から自らの安全を確保するために、いつ、どこに、どうやって避難するか、このマップで整理することができます。
	富士市避難所運営マニュアル	避難所を運営する際、皆さんが使用するマニュアルです。避難所ごとにマニュアルが作成されており、随時更新が行われています。
	防災動画配信 ・地震対策編、風水害編、自主防災活動編、富士川逃げどきマップ活用ガイド等	地震・風水害など、市内で想定される災害の危険性や事前の備えを動画配信しています。個人での学習、学校における防災教育、地区や事業所の防災講座等に活用してください。

※各資料の最新版は、市ウェブサイトよりダウンロードができます。

18. 情報収集の方法

災害時には、同報無線や SNS によって、様々な情報を富士市からお知らせします。いざという時に大事な情報が手に入るよう、普段から準備をしておくことが大切です。



富士市防災ラジオ

主な特徴

- 同報無線の放送がラジオで聞ける！
- 電池でも動くから持ち出しもできる！
- FM・AM 放送も聞けるから平時も活躍！



Radio 84.4fm

ラジオエフでは、富士・富士宮地域に密着した災害情報入手できます。

富士市防災アプリ「防災ふじ」

主な特徴

- 同報無線の内容が通知で届く！
- ハザードマップや避難場所を確認できる
- 避難所の開設・混雑状況が分かる！

ダウンロード無料！

Androidはこちら iPhoneはこちら

富士市防災アプリ

富士市メールサービス・公式LINE

主な特徴

- 火災情報や不審者情報なども受け取れる！
- ほしい情報だけ選択することもできる！
- メールサービスは旧式携帯電話でも利用可能！

メールサービス

富士市メールサービス

● メールアドレスで受け取るはこちら。
(登録解除・変更の方もこちら)

メールアドレスを登録していただくことでメールでの緊急情報を受け取ることができます。緊急時に行方不明な方への緊急メールを送信していただく。お申し込み後、登録メールが送信されるまで未定を待機の上、登録完了となります。

● 登録方法

1. 登録ボタンを押してメールアドレスを入力してください。
2. 確認画面が表示されます。
3. 確認画面で入力したメールアドレスを確認してください。
4. 確認无误の場合は「登録完了」ボタンを押してください。

空メールを送って登録

公式LINE

「友だち追加」で登録

メールサービス

公式LINE

富士市公式 X (旧 Twitter)



平時は、各課からのイベント情報や募集情報などを発信していますが、災害によってウェブサイトが使えない際には、代わりに災害情報を発信することを想定しています。



静岡県防災アプリ



各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つ機能を備えたスマートフォン向けアプリです。





富士市 危機管理室 防災危機管理課（消防防災庁舎3階南側）
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
TEL：55-2715（直通） / FAX：51-2040
E-mail：bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp